

STOP!

農地の違反転用

農地転用には 許可が必要です。

(市街化区域内では届出が必要です。)



こんな農地を
お持ちではないですか？

相続で取得した
耕作が困難な
農地

高齢のため
耕作が困難となった
農地

このような農地を狙い、不適切な転用事業が
行われることがあります！



農地転用とは？

農地を農地以外のものにすること。

一時的に農地以外の用途に使用する
場合(残土受入など)も含まれます。

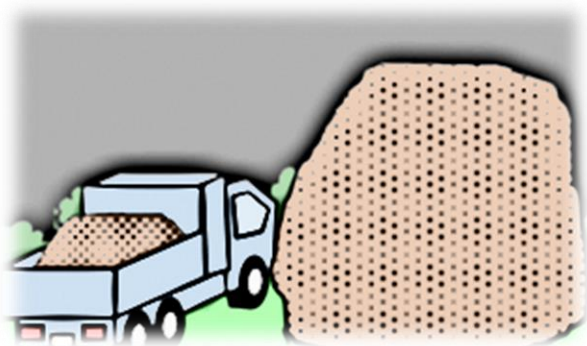
STOP! 農地の違反転用

岐阜県

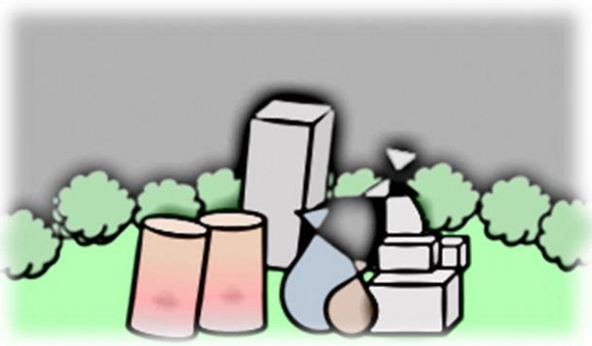
農地転用には許可が必要です。(市街化区域内では届出が必要です。)

安易に第三者に農地を提供すると、こんなトラブルが…!

業者から、残土を入れる高さは道路面までと説明を受けたが、道路面を超えて、残土を山積みされた。



業者から、資材置場として使うと説明を受けたが、勝手に廃棄物を山積みされた。



農地の所有者を含め、
違反転用者には、
厳しい措置がとられます。



農地法の罰則

個人 | 3年以下の懲役または
300万円以下の罰金
法人 | 1億円以下の罰金

違反転用に関する措置(工事命令、原状回復命令等)は、
転用事業者だけでなく、農地の所有者にも及ぶことがあります。

迷ったら、
農地のある市町村の
農業委員会に
相談しましょう!



◆連絡先

岐阜市	058-265-4141	羽島市	058-392-1111	各務原市	058-383-1111
山県市	0581-22-6830	瑞穂市	058-327-2103	本巣市	058-323-7755
岐南町	058-247-1370	笠松町	058-388-1114	北方町	058-323-1114
大垣市	0584-81-4111	海津市	0584-53-1111	養老町	0584-32-1100
垂井町	0584-22-7516	関ヶ原町	0584-43-1111	神戸町	0584-27-3111
輪之内町	0584-69-3138	安八町	0584-64-3111	揖斐川町	0585-22-2111
大野町	0585-34-1111	池田町	0585-45-3111	関市	0575-22-3131
美濃市	0575-33-1122	郡上市	0575-67-1835	美濃加茂市	0574-25-2111
可児市	0574-62-1111	坂祝町	0574-66-2408	富加町	0574-54-2113
川辺町	0574-53-2511	七宗町	0574-48-1101	八百津町	0574-43-2111
白川町	0574-72-1311	東白川村	0574-78-3111	御嵩町	0574-67-2111
多治見市	0572-22-1258	瑞浪市	0572-68-2111	土岐市	0572-54-1111
中津川市	0573-66-1111	恵那市	0573-26-2111	下呂市	0576-53-2010
高山市	0577-32-3333	飛騨市	0577-73-2111	白川村	05769-6-1311